

---

平成29年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成29年12月13日 (水曜日)

---

議事日程(3)

平成29年12月13日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

追加日程第1 民生文教常任委員長不信任の動議について

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
農業委員会会長	本田 新	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

---

【 傍 聴 者 数 】 1 1 名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

おはようございます。妹川です。

一般質問通告書を説明する前にですね、皆様方に配付しております資料の説明をいたします。

平成 29 年 12 月議会資料、妹川と。1 枚目 3 ですが、芦屋町住民参画まちづくり条例、平成 19 年 9 月 28 日に条例が制定されて、20 年 4 月 1 日から施行されておりますまちづくり条例のものです。

次のページは、これは北海道の訓子府町、下のほうに問い合わせ先と書いてありますが、北海道の訓子府町企画財政課企画係と何回か問い合わせした内容なんです。これは第 1 回まちづくり推進会議、平成 23 年 7 月 27 日に発行された、これ、インターネットから取り出したものです。今現在、18 回推進会議が行われておまして、そのうちの次のページが第 4 回まちづくり推進会議の資料です。これ、インターネットに載っているわけですね。インターネットには現在 16 回しか載っていませんが、そのうち 17、18 を掲載するということでした。全てのものを皆さん方に配付したかったんですが、枚数の関係で第 1 回と第 4 回を配付しております。

次のページについては、これは件名の 2 番になりますハマユウ群生地前のコンクリート張りの問題について写真を掲載しながら説明をしていくことにしております。

では、まず通告書に基づいて説明いたします。

件名は、1、芦屋町住民参画まちづくり条例及び芦屋町住民参画推進会議についてということで、(1) 要旨、芦屋町住民参画まちづくり条例第 1 条に「この条例は、まちづくりにおける住民参画に関する基本的な事項を定めることにより、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。」と規定し、平成 19 年 9 月議会に上程され、そして制定されています。①で当時、この条例は何のために、このまちづくり条例を制定しようとしたのか。制定するそのきっかけは何であったのかということについて、今ごろ何のためこんなことを質問している

のかなと思われるかも知れませんが、私はこの住民参画まちづくり条例に非常に長くかかわってきたものです。そういう意味で、再度ですね、これに関係した方々の意見をですね、きっかけを聞きたいなと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長 小田 武人君**

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

条例を制定した背景としては、地方分権の時代において、芦屋町においても、みずからの町のことは自分たちで考えるまちづくりを行うことが求められていました。このためには、住民の皆さんの持つ知識や知恵、感性などが生かされたまちづくり、つまりは、住民参画によるまちづくりを進めることが必要であったということです。

そして、住民参画まちづくり条例の制定を目指し、平成15年度にボランティア委員を公募し、10回にわたる住民参画会議で検討を行っていただき、最終的に平成20年4月の条例施行となっております。

町が持つ情報は、住民の皆さんの生活や将来のことに大きくかかわるものがあります。町では、情報を積極的に公表し、広く住民の皆さんから意見を聞き、住民の皆さんと町が情報を共有し、協力することで、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりを推進していくもので、そのルールや方法を定めた芦屋町住民参画まちづくり条例を策定いたしました。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

妹川議員。

**○議員 5番 妹川 征男君**

では、②芦屋町住民参画まちづくり条例の条文について問うていきますが。今、何のために制定する、そのきっかけについて説明を受けたわけですが。今、お手元にありますまちづくり条例のですね、第1条から第13条まであります。それを全て網羅するわけにはいきませんので、1個1個ピックアップしながらですね、説明を求めていきたいわけですが。

この条例案の中にはですね、「町と住民とが情報を共有し」というようなことがたびたび出ておりますね。「情報を共有し」ということは、どういうことを指すのでしょうか。

**○議長 小田 武人君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

情報の共有というのは、町が持っている情報を住民の皆さんに公表し、情報を共有するという

考えてございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この情報ガイドブック、「あなたと町をつなぐ本」というのがですね、平成27年11月に発行されておりますが、この中の3ページにもですね、これはまちづくり推進会議が十数回、平成20年から平成28年の9月まで十数回開かれた中で、これができ上がったものなんですね。その中の推進会議の中においても、情報を共有することについての、いろいろ論議があっていました。そこででき上がった成果なんでしょうけれど、この中にもですね、3ページのところに、一方通行の情報提供では単なる伝達に過ぎません。つまり、知らせるだけ、知るだけでは情報の共有とは言えません。と。今、芦屋町の町政におけるさまざまな内容を見てみますと、一方的に知らせる。一方通行の情報提供であり、単なる伝達に過ぎません。つまり、知らせるだけではというようなことを書かれてありますが、その辺については町のほうもですね、十分に認識されているのではないか。本当に情報の共有がなされているのか。その辺はどのように考えられていますか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

第5次総合振興計画の第1章で、住民とともに進めるまちづくりとし、主要施策の1点目で、住民との協働としています。内容は、町と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報のわかりやすい提供とともに情報共有を積極的に推進。芦屋町住民参画まちづくり条例の推進を図るため、町と住民の行動計画策定を進めるとともに、町職員の意識改革に努め、あらゆる分野で住民の参画を促進するとしております。

総合振興計画は業務上、必須のものであり、また自治区担当職員制度で全職員が参加しておりますので、皆、理解しているものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

実態に即した具体的に説明していただきたいと思うわけですが、一人一人の持つ知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりということなんですね。この条例についてはですね。そういう中であって、じゃあそういう知恵を出し、情報を共有され、そして多くの町民の

知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりということであれば、じゃあ具体的にどういふふうなことをするのかということですね。例えば第2条とかの中ですね、住民地域活動とか説明責任、住民会議とモニター制度、ワークショップは芦屋町では数回なされておるようですけど。パブリックコメントを進めていく。そういうような形で情報を提供しながら、情報を提供していくというようなことでしょうか、この中でですね、住民会議、5番目のですね、住民会議。この住民会議ということは、またはモニター制度というのがありますが、これを実施したことがありますか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

住民会議は実施したことがございます。ただ、モニター制度については、実施はしてはおりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ住民会議はどういうものをされましたか。具体的に。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まちづくりのための組織検討を行うということで、ちょっと今、具体的にどういう会議かというのがちょっと思いつかないんですけども、住民会議は行っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ次ですね、もうこれは2番の芦屋町住民参画まちづくり条例第1条の規定に基づき、芦屋町住民参画推進会議が設置され、平成20年度から推進会議が開催されています。その旨に行くわけですけど。これはこの条例の11条を御覧になってください。住民参画推進会議、11条、「町は、この条例の見直し及び住民参画のまちづくりについて調査・審議するため、芦屋町住民参画推進会議を置くものとする。」と。そして、町は、12条ですね、「この条例の施行後

4年間を超えない期間ごとに、この条例が芦屋町にとって、よりふさわしいものになるよう検討するものとする。』。こういう条文のもとにですね、推進会議なるものができ上がっております。その推進会議もですね、条例なんですね。今、手元には皆様方にはありません。芦屋町住民参画推進会議設置条例というのが平成19年に議会で制定され、同じく平成20年9月25日に施行されております。それと関連をいたしますので、質問がですね、混在するかもわかりませんが、よろしくお願ひします。いかがでしょう。11条は、町は、この条例の見直し及び住民参画のまちづくり条例制定・審査するために、その住民参画推進会議でどのような話し合いがなされているのかということなんですが、この推進会議の中身を見てみますとですね、全部で何回開かれていますかということ、十数回開かれていますわけですが、今まで何回開かれていますかね。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

15回開いております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

最初の年は何年からですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

会議は、平成20年に2回、平成23年に3回、平成24年に2回、平成25年に4回、平成26年に1回、平成27年に2回、平成28年に1回の15回でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

開かれていない年があるんじゃないんですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

21年、22年に開かれてはおりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

なぜ開かれてなかったんですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

議員も御覧になっていると思いますが、23年度第1回議事録では、委員会の質問に大変申しわけないと思っている。軽んじているわけではない。町長についても住民参画まちづくり条例でいろいろなものを拡大していきたい。住民の声を町政に届けていきたいという思いは非常に強い。できなかったことをお詫びするしかないが、今回は前回会議の反省を踏まえ、具体的な事例として、職員行動計画について審議していただきたいと考えていると回答しております。議事録にはこのように載っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

住民参画推進会議の中身を見ても、大変な住民参画まちづくり条例そのものが、やっぱり今日まで町民の皆さん方は、町長や議会に任せればよいと。町政のことについては任せればよいというような状況の中で、住民自治、そして地方分権という視点で、やはり町民の皆様とともに職員が一緒になってまちづくりをしていかなければならないと、そういう思いでですね、この住民参画まちづくり条例が全国的に平成19年、20年ごろにですね、つくられていったと思うんですけれど。

それを具体的に、有効的に実現するためには、大変な内容だと思います。いわゆるこの議事録を見ても、推進会議の議事録を見てもですね、例えば先ほど言われたように、平成22年度、平成20年度設置されて2回実施されているが、2年間ブランクであると。条例の中には、年2回以上開催するということが書かれているのではないかと。この会を軽く考えているのではないかとかですね。しかし、事務局は軽んじているわけではないと。町長についても住民参画まちづくり条例でいろいろなものを拡大していきたいと。住民の声を町政に届けていきたいという思いは非常に強いとかですね。

ところが、いろいろの中で、やはり委員の中にはですね、専門性もない状況でこの会議に参加

し、意見を出すことの難しさはあると思うと。充て職で出された住民が集まったアリのバイ的な委員会にならざるを得ないとかですね。この住民参画推進会議の役割は何かと。委員の役割は何かと。全然わかりませんと。まあ、そういうこと。それと、ある委員は、最初、任期は4年と言われたが、休みになったり、また始まったりして、その間に役場の担当者も変わったり、私たちは一生懸命会議で話し合っているのに、担当者が変わると、役場はやる気がなくなるのではないかと思う。役場の事情で突然休んで、私たちは振り回されているような感じです。そしてまちづくり条例の12条では、この条例の検討及び見直しということで、4年間を超えない期間ごとに条例を改正するようになっているが、ことしの3月31日が施行後4年になりますということであれば、27年でしょうかね。26年か27年が4年後になるんですか。条例改正はされたのかなと思います。どうですか、平成20年ですから24年ですよ、これ24年度初めのころですから、この会議は23年ですからね。ことしの3月、いわゆる24年の3月31日に施行後4年になります。条例改正をする時期なんです、それをなされたんでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今、議員おっしゃるように施行後4年を超えない期間ごとに会議で審議をしております。平成24年の3月と平成28の3月にお諮りし、条例の基本理念に至っておらず、時期尚早であることから見直しは行わないとされております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

しかも、その次の28年度、28年度についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

24年も28年も同様の結論でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この議事録を読みますとですね、執行部の皆さんが人事異動とかなんかで、いろいろ大変

な状態であったろうけど、熱意が見られない。やる気がない。そういうことが議事録に書かれてあるわけですね。その中で、ファシリテーターであった委員長さんがですね、そういう意見も充て職の方が多いし、意見もなかなか出ない中で、このまちづくりをどう高めていくか、この条例に基づいて実現していくかというような強い思いでですね、司会進行、さまざまな意見を求めるような形で、後半のころはですね、意見が出てくるようにはなっておりますけれど。

結局はそういう条例制定に4年ごとに見直す、24年と28年にしなければならなかった。材料はいっぱいあると思うんですよ。私はありますよ。これ条例を制定する内容がいくつかあります。それをしなかった。なぜかと言うと、この議事録を読みますと、今、自分たち委員の方々がこの住民参画まちづくり条例という意図が十分にわからない中で、これを改正するにも、どういうふうに改正していいのかわからない、というような意見もありましょうし、まず執行部が、大体、まちづくり条例をどのように、具体的に実行的にやろうとしているのか、そのプランがわからないんですよ。どうしたいんでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

その辺は、全てこの条例に書かれておるといふふうに考えております。特に住民参画の推進においては、その基本理念として第3条で情報の共有、これがもう基本ですよ、という考え方ですよ。それに基づいてどうするのかということで、行政からの情報の提供、これを積極的に推進しなければ、住民の皆さんはよくわからないと。行政のことをわかっていただいた上でないとなかなか意見も出ない。そういうところの中で、この条例をこれまで推進してきた。このように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私もそういうふうに期待しているんですよ。本当に期待しています。そうあってほしいんですよ。その中で、このようなものを事務局のほうから、だからこの時の、当時の課長さんでしょうけど、「住民参画まちづくりの条例の理念は住民と行政の情報共有である。これを実現するには、職員一人一人の意識がとても大切になる。」。そうなんですよね。やはり町が人を育てるんです。町が人を育てる。そして人が町をつくる。住民自治の精神ですね。今、地方分権と言われながらもですね、やっぱり住民自治のそういう意識改革をするためには、やっぱり職員、特に課長さんたち。その力を、力量が発揮されなければ、まちづくり条例の趣旨に沿った町にはならないだろう

うと思う。私はこの推進会議、まちづくり条例をつくるための委員会の中でボランティアとして約8名の方がおられました。その時の平成16、17、18ですかね、17、18、19の2年半ぐらい10回やりましたね。その中であって、占部課長さんですね。その次が鶴原課長さんでしたね。そして柴田課長さん、そして今、中西課長さんが今またやられていますけど。そういう方々が必死でですね、この条例を具体化するために推進委員会でやられている御努力はよくわかりますが、何を目指しているのか、条例の具体的な概念というか、そういう条例の概要というか、そういうのがみんな見えてなかったのではないかなと思うんですね。どうですか。

あれから10年経ちました。条例が制定して10年経ちましたが、これを実現するには、職員一人一人の意識がとても大切です。どうでしょう。その意識が向上されていると思いますか。副町長。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

条例の第6条に町職員の職務というのがございます。「町職員は、まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務に専念するとともに、その知識や技能等の向上に努める」、「町職員は、積極的に住民の意見を聞くとともに、苦情等があった場合は、迅速かつ的確に対応する」ということになっております。この条例の責務において、職員はこの業務どおり行っているものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

これは平成25年3月28日の第24回、第2回住民参画推進会議、課長が中西さんですが。このとき、副町長が御挨拶にまいられていますね。住民参画は情報の共有が大切だが、職員においても全員が情報を発信することが十分にできているとは言えず、情報を発信することが十分にできているとは言えず、住民参画自体が地に足がついたものになっていない。皆様の忌憚のない御意見を。こういうことまでね、述べられ、謙虚なですね、御意見だと思うんですよ。まあ、そういうことを言いながら、やっぱり皆さん方、推進会議の皆さん方に忌憚のない意見を述べられてこられたと思うんですね。だからそういう反省の色もありましょうが、じゃあ、実態はどのようなかというところが、有言不実行的なところもあるのではなかろうかと思ったりもするんですね。非常にね、この流れを見てみますと、ファシリテーターの委員長さんがですね、必死でですね、本当に町を愛し、まちづくりの為に何とかしていかなければならない。経験豊かな方ですから。

それを皆さん、推進会議の方々はですね、ほとんど欠席なしで一生懸命参加してこられたと思うんですね。

そういう中であって、パブリックコメントですね。条例の中にもありますが、パブリックコメントをどれくらいやったのかというような意見もありました。それで私、パブリックコメントの実施結果表を作成してみたんですが。平成28年度は2件ありました。第2次ボランティア活動推進計画。芦屋町教育大綱、平成26年度は6件、芦屋町公共施設等総合管理計画で、その中でですね、ボランティアに関しては2名の方、芦屋町教育大綱はゼロ名、今言った総合管理計画ゼロ名、芦屋町町営住宅長寿化計画ゼロ名、第5次芦屋町総合振興計画については、いろいろなことをやられましたけど2名、人口ビジョン、芦屋町ひと・しごと、これ11名、これ結構多かったですね。空き家対策、意見提出者ゼロ名、過疎地域自立促進計画、アンケートゼロ名、まあゼロが続いています。1名があっただけですね。こういうような形で、今、紹介いたしました訓子府町はですね、もう効果がないということでやめているんですよ。この点はもう少し検討を今度推進委員会等があるでしょうから、その辺で検討していかれたらどうでしょうか。

**○議長 小田 武人君**

副町長。

**○副町長 鶴原 洋一君**

検討の前にですけど、パブリックコメントのことで提出する意見が少ないという、今、御指摘がございましたよね。その提出する意見が少ない、住民の皆さんからの意見が少ないということ自体がですね、まだまだこのまちづくり条例が浸透していない。いわゆる住民参画がまだまだ。これは、住民参画会議の委員さんの意見もそうなんでしょうけど、この条例がまだまだ住民の皆さんに浸透していないのではなかろうかと。やっぱり情報は、発信はしてはおるんですよ。いわゆるパブリックコメントは基本的な計画等についてですね、住民の皆さんの意向を聞くという、その考え方の中でやっておるんですが。なかなかその辺が浸透していない。したがって、まだまだこの条例を改正して見直すところまではいってないのではなかろうかという住民参画会議の皆さんの御意見ではなかろうかと、このように考えております。後はちょっと企画課長に説明させます。

**○議長 小田 武人君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

パブリックコメントについてですが、これは住民生活に大きくかかわるような重要な計画ということになります。パブリックコメントの実施要綱で定めているものが、定めておるわけですが、総合振興計画等の町の基本的な政策を定める計画、個人、行政分野における政策の基

本方針その他基本的な軸を定める計画の策定または改定、広く住民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定または改定、町の基本的な制度や方向性を定める条例の制定または改廃、住民等に義務を課し、または権利を制限する条例の制定または改廃、こういったものがパブリックコメントを行うような内容になっておるわけでございます。この内容につきまして、今、パブリックコメントは広く周知できるようにということで、関係する団体にも今こういったパブリックコメントをやっていますというようなことをお知らせしていますので、パブリックコメントはこのまま継続していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そういう形でいいと思いますが、まあ推進会議です、検討されたらどうだろうかと思えます。今までのように平成22年三、四ずっとこうから比較してみますと、平均大体1.0か1.2それ程度ですね。こういう形で労多くして効果なし、ならば、その労を何かの方向にですね、使ってみたらどうだろうかというふうな気持ちがあります。

あとはですね、平成28年の9月の時点では、もう最後なんです。28年の会議の中には、このパンフレットがこうでき上がりましたね。これ27年度、これができ上がった。成果は住民参画推進会議の成果はこれだけでなかろうかというような御意見を受け入れております。じゃあ、これをどう実行するのかと。その中でいろいろ推進会議の中から意見が出て、シンポジウムをやるのではないかと、どうだろうか。まあ一致してそのようにしていこうと、これを皆様方に配付しながら説明する。そして、シンポジウムをやる。じゃあ講師はどなたにするか。ディスカッション方式にやったほうがいいではないか。子供さんの中に入れて、そういうディスカッションなり、シンポジウムをやれたらいいねということで、何かそういう方向で決定しているような状況でしたが、その後どうなりましたでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

28年9月29日の会議で住民参画の啓発事業で、シンポジウムの開催、そして日程や内容等を整理し、具体的な計画を作成し、次回会議で協議し、決定するとなっておりますが、会議が開催できていないので、具体的なものが決定されてはおりません。また、委員の任期も28年9月30日から新規となっておりますので、再度、この住民参画推進会議で協議したいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

これですね、これ条例で、推進会議の条例では、第7条に、これは皆さん方の手元にありません。年度始め、年度末の2回以上開催する。ほか必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となるということですね、平成20年度は2回やられています、平成21年度と平成22年度と本来4回やるべきことなのにやれていないですね。これどうなんでしょう。

総務課の人事係に聞きたいですが、最近、処分者が出ましたよね。平成29年10月22日付で懲戒処分を受けた職員がおります。この中にですね、条例とかいろいろな文書、議事録いろいろありますが、このように推進会議を2回やらなければならない会議を怠った。職務怠慢。こういうことについては、懲戒処分に該当するんじゃないですか。文書訓告にしろ。これですね、その推進会議のメンバーですよ。推進会議のメンバーは非常にやる気を起こし、次はシンポジウム、各団体にもですね、そうやって推進会議の皆さん方は、老人会の皆さんやほかの団体の充て職かもわかりませんが。そういう方々は今度11月、12月ぐらいに、そういうシンポジウムがあるよというようなことをですね、やっぱり宣伝された方もおると思うんですが。そういう意味で、なぜそれをしなかったのか。職務怠慢ですよ。条例違反、2回以上するという事になっているのに。その点どう思いますか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

推進会議条例の第7条で年度始めと年度末の2回以上の開催ということがうたわれております。このことで開催しなかった。したがって懲戒処分だということは、いかがかたというような気でおります。というのは、それ以外でもいろいろな計画があって、いろいろなケースがございまして、その計画が計画通りに進まない。ひいてはそれを後年度に先送りするというようなケースもございまして、それはそれぞれの課、係の仕事上の都合とか、これはもう言いわけになるかもしれませんが、忙しい。繁忙だと。いろいろなことが重なって開催できなかった。いろいろなケースがございまして、これをもって即、懲戒処分だという考え方には、いかがかたという気でおります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

その当時、平成22年度については、鶴原企画政策課長さんであった鶴原さんが平成20年度は2回やられていますね。ですね。ところが21年度は同じく鶴原さんです。2回やっていません。平成22年度吉永課長、その当時やっていません。23年度は1回だけ。こういうことが連続してやられていいものでしょうか。つまりそういう課長さんたちが、ないしは町長ですね、町長のいわゆるそのガバナンスといいましょうかね。そういう条例をないがしろにしてしまったわけじゃないかもしれませんが、実際やってないわけですから、そういうコンプライアンスの意識が欠けている。そういう課長さんなりがそういう状況であればこそ、下のほうの部下の方たちがですね、そういういい加減なというか、そういうような形で、まあ上のほうの人たちもやっていないじゃないかと。そういう意識が生まれてくるんじゃないでしょうか。私はそういう意味ですね、その懲戒処分の中の文書訓告ぐらいやってもいいんじゃないかくらい思っていますよ。それがやっぱりはじめです。でも、そういうような反省の色はね、反省の声があればいいと思うんですけども。

そういう中であって、推進委員の方々に過大なる不信感を今、与えています。去年の9月に行われて1年以上経っているんですよ。そして、シンポジウムをやろうということで、案まで出してあるじゃないですか。それを放置しているということはどうなんですか。しかも町の信用を著しく失墜させていると言わざるを得ません。

それで今、皆さん方に配付しておりました。この住民参画まちづくりのですね。訓子府のものを見ていただきたいんですが、これ、町長と副町長には昨日お渡ししております。これがですね、推進会議が今18回行われていますけど、これ芦屋町の推進委員の皆さんが、自分たちがやっている姿をですね、やっぱり町民の皆さん方に知らせたい。じゃあどうしても一生懸命やっていることについては、多くの方々に知ってもらいたいという意識はありますよね。これはネットで引き出したものですけども。これ、全町民に配るんです。広報便り、広報便りに差し入れて、そして配付します。白黒です。こんなざら紙でいいんです。それで29の区があるんですね。人口は確か2,000、何千人かな。議員さんは10名いらっしゃいますけど。これで住民の声を一番よく知っているのは、やっぱり区民の代表だと。区長が出てくる場合もあるし、一般人が出てくる場合もある。必ず意見を言ってくださいということで、皆さん方が参加された中で町長が挨拶し、町長が司会進行すると。各課の課長さん十何名の方が年間3回出て、そして全ての議案、私たち議員がですね、さまざまなことを提案されますよね。交通関係、福祉問題、教育問題、そういうものをですね、全てのものを、話をされるそうです。そして、それに対して、もちろん1週間ぐら前にそういう素案を出されて、そしてそれをずっと見られた方々が、その場に出席して意見を述べると。じゃあ、そうなりますと、今度は議員がですね、議会が知る前に何で町民に説明

するかというような反論がありませんかと聞いたときに、確かに最初はありましたと。しかし、皆さん方が住民の代表の方が集まって来られてですね、傍聴が、議員の皆さんがほとんどされますと。ほとんどされた中で、その区民の代表の方々がいろいろ意見を言われてることが、その議員の皆さんにも伝わると。最終的には議会でそれは決定していきますけど。それで2ページのところですね。これは町長の挨拶の中の右側の五、六行目ですけど、この住民参画プラン2期目になんとか実現したく、町長や町議会議員に町政を任せただけでなく、住民の代表が全町的な課題を議論する。あるいは町の予算についてまで意見を述べてもらうようにするという事なんです。それで積極的な意見が出てくるということです。第4回についてもですね、さまざまな議題について問題提起をされておる。ぜひですね、大変だとは思いますが、これを参考にさせていただけたらなというふうに思います。ホームページでですね、第1回から第16回まで、今現在、出ています。17、18はそのうち掲載しますと。ぜひ、この問い合わせ先、訓子府町企画財政課、名前はシバタさんです。ここで何回か、やり取りをしておりますので、ぜひですね、連絡を取り合って少しでも参考にさせていただけたらなと。ぜひ次回、推進会議でですね、頑張っていたきたいと思います。この問題については終わります。

**○議長 小田 武人君**

副町長。

**○副町長 鶴原 洋一君**

今、そのまちづくりに関して、こういう推進会議を進めてくださいという御意向、それはそれで承ります。ただですね、この住民参画まちづくり条例では、そういう趣旨でつくっているものではございません。これは、住民参画のまちづくりのためにどうやったらいいのかという条例でございますので、このまちづくり全般の考え方と住民参画のまちづくりの考え方とは少し異なるということを申し添えておきます。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

妹川議員。

**○議員 5番 妹川 征男君**

このまちづくり推進会議が例えばですよ、今の北海道のようなものにすべきだということは言っておりません。まちづくり推進会議の中でそういうことを考えられて、もし、そういう方向をとるならば、別の組織としてですね、やられてもいいかなと。推進会議そのものが、今のような訓子府町のようなことにならなくてもいいと思うんですね。やはり先進地、先進地の事例を参考に、勉強していきたいという項目もありますよね、推進会議の中でですね。そういう意味で言いました。

それからね、もう1つ付け加えるならば、やはりまちづくりのですね、これ、かなめであると思うんですね。かなめであり、条例はですよ、住民参画まちづくり条例というのは、まちづくりのかなめであり、まちづくりのための、私は憲法だと思っているんですよ。憲法ですよ。それだけの大事なものであるということ。こういうものが自然と実体化していけばですね、昨日、一般質問がありました、辻本議員やそれから刀根議員が言われたようにですね、やっぱり芦屋町の人口減ですね、それと少子高齢化によって、ますます芦屋町が疲弊してくのではないだろうか。やはり、自治区の加入率の減少、そういう問題についてですね、これを少し、少しずつ、まちづくり条例の趣旨に従ったまちづくりにしていけば、その加入率を上げることはできなくても、阻止することぐらいできるのではないかなと。地道な活動が必要であろうなと思っております。

次にですね、いきますが。はまゆう団地前の道路工事について、平成26年3月31日、福岡県と芦屋町は、芦屋町内の福岡県が管理する国道及び県道と芦屋町が管理する町道の移管にかかわる取り扱いについて、協定を締結している。また町は平成29年3月28日、道路移管協定第3条に係る整備事項の確認についてとして、7つの整備項目を要望している。その1つとして国道495号線、田屋一山鹿重国交差点にある農業用水路と歩道間の土手のり面をコンクリート張りにすることを要望している。コンクリート張りを要望するに至った経緯を簡単に結構ですので、よろしく申し上げます。

**○議長 小田 武人君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 松浦 敏幸君**

お答えします。

町道と国道・県道を移管する目的は、利用者によりわかりやすい道路網整備を行うため、福岡県から申し入れがあり、平成26年3月31日、芦屋町と福岡県で道路移管に係る協定書を締結しております。

協定書の第3条には、移管に伴う条件整備として、町と県が必要な時期に整備項目の確認を行った上で、県が当該道路の整備等を行うこととなっています。この協定により、平成29年2月から3月、芦屋町と福岡県は、現地確認を行いながら、当該道路の道路移管区域や整備項目について、協議を行いました。国道495号のはまゆう団地下、道路のり面は、夏季には、道路のり面の草がガードパイプを越えるほど繁茂し、一部通学路でもあり、安全・安心を確保しがたい状況です。そのため、道路管理者である県が除草を実施しております。

今後は、芦屋町は当該道路移管に当たり、この課題を解消するため、最優先に歩行者の安全性、車の視認性を確保することや、道路移管後の除草作業などの維持管理費のコスト削減を総合的に勘案して、道路のり面のコンクリート張りが適正であると判断しました。なお、当該整備項目に

つきましては、平成29年3月の政策会議で方針決定されました。これを受けて、平成29年3月28日、県に対して、道路移管協定第3条に係る整備事項の確認について提出しております。以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

平成29年の3月に政策会議で決定したということですね。そのときに、住民の声を、情報をこういうふうな施策でコンクリート護岸にするよと。したいが、どうかというようなことを議会で諮りましたか。諮らなくても議会に説明しましたか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

これはですね、全協のですね、説明をですね、平成26年3月と平成28年12月にですね、全協で説明しています。この細かい内容につきましてはですね、整備項目についてはしておりません。ただこれに関してはですね、道路移管に関しての振りかえをですね、ここの道路はここに振りかえるということの説明は行いました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

確かに受けていますね。道路移管の国道、県道とかね、そういう芦屋の地図の山鹿地区、芦屋地区が振りかえられますというようなことは、説明を受けたし、地図も見せてもらいました。それで、じゃあそれね、この地図を図面をこの冊子を見てもらいたいんですが。路面の、今、亀裂が、この今、芦屋と山鹿の地区の中でですね、亀裂が入っているところ、それから剪定をするところ、それから側溝が悪いところ、段差があるところ、白線が消えているところ、まあさまざまですね、ものが何百くらいあるだろうと思いますが。その中の1つとしてですね、このこれが皆さん方にありますね。こういうふうに芦屋、これは1番目の写真はカワセミなんですね。カワセミがこのコンクリート護岸をしようとするところの用水路、農業用水路にですね、時々来るわけです。そして、魚をついばむ、そのような貴重なカワセミが飛んでくる場所なんですね。それを今、担当者が言いましたように、県は450メートルと言っていますが、県は結局何メートルですか。やっぱり450ですか。県は。確認しましたか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

県には確認しておりませんが、水路を調べると600メートル程度ございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

県は450メートルと言っていましたが、町のほうは600メートル。この下のほうの写真が2番と3番ですね。この2番と3番の写真が今、これ土手ですから、当然草が生えるのが当たり前なんです。これは土手です。土手の部分が草が生えて経費削減のために、これを今まで県が防草しておりましたが、次からは町が移管されますから、町が草刈機ですね、年に2回ほどやらなければならないというようなことで、県に移管される前にコンクリート張りにしたらどうかというようなことを政策会議で決定したということなんです。

これは、5番と6番は、これは40センチから50センチくらいの幅なんです。このやり方でやるというんですね、この町が言う600メートルのこの土手をですね、全部こういうコンクリート張りにしてしまうということに対して、私は非常に疑問を持ちですね、町と県とやり取りをしてきました。住民の方には、もう時間ありませんから、その辺控えますが、やはりこの政策会議ですね、話をされたときにですね、やはりこの環境保護とかですね、それから景観ですね、そういうことについては一切話は出なかったんでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

平成26年2月13日に開催された政策会議において、協定書の第3条に基づく、道路移管に伴う条件整備は、その都度、政策会議に諮り、合意を得た上で県に要望するとされておりました。このことを受けて平成29年3月24日、政策会議を開催し、平成29年度以降の移管対象路線や整備要望項目、今後のスケジュールなどを審議しました。政策会議において、県から町に移管する路線の整備要望項目は、主に7項目の整備要望箇所があり、国道495号の整備項目もその1つであり、審議を行いました。

なお、当該国道495号の田屋一山鹿重国交差点までは、道路のり面のコンクリート張りを含め、舗装、側溝補修など、41項目の整備要望箇所の図面や写真を説明しましたが、政策会議委員からは、特段の意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

やはり、町はですね、環境基本計画もあることですし、芦屋町の自然豊かな海、山、川、川はありませんが、こういう水路に関してもですね、やはり環境保全という視点でですね、それは芦屋町が仮にそれを少しの補修等やっていただいて、草を刈ることによってですね、ここには非常に生物豊かなところですよ、この土手の中でもですね。それを完全にコンクリート張りにしてしまうことについて非常に私は胸が痛むんですね。まあいずれにしろ、そういうような形で区の中でもですね、話をしましたが、皆さん方はコンクリート張りでもいいんじゃないかというね、そういう意見もありましたし、やはり疑問視する人たちもおります。いずれにしろですね、なぜね、これを事前に話をしなかったのか。29年の3月29日に最終的に決定される前に、なぜ情報を流して、そして区民の方々にこういうふうな計画をしているんだけども、いかがでしょうかというのが、それこそ情報の開示、情報を共有することになるんじゃないですか、なぜ説明しなかったんですか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

何というんですかね、基本的なものとは異なり、これは修繕、改修、そういう類いの考え方で。それで他の、今回の場合は7項目、この今、指摘されているのはその7項目の1項目、側溝の改修、それからアスファルトの改修、これもり面の改修、そういう考え方でございまして、じゃあそれを一つ一つ全て、その地域の住民の方に説明をしているかということになりますと、私どもの事務の都合もございまして、そこまではやる必要はなく、ただ妹川議員が指摘された後には、地域の住民に聞きなさいと、意向を聞いた上で最終的な判断をしましよと、そういう考え方でやっておりますので、了解を願いたいと、御理解を願いたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

時間が来ました。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わりますが、何でもかんでもね・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

妹川議員。発言は、もうやめてください。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

やはり、これは余りにも長くて幅広くてね、お金のかかることなんですから、やっぱり事前にね説明して・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ほしかったと思います。これで、以上で終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

ただいまからしばらく休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

ここで田島議員の一般質問に関して、田島議員から件名3の質問を取り下げる旨の申し出がありましたので、御報告いたします。また、説明員として農業委員会の本田会長に御出席をいただいております。よろしく願いいたします。

それでは7番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道です。一般質問させていただきます。

今議会からカメラが、白いカメラがこう、向いておるんですよ。何かあのスターウォーズの敵役、白い兵士ありますよね。何か、あんな感じがして。ちょっと、ルーク・スカイウォーカーになったつもりで頑張っていきたいと思います。

きょうはまず、農業委員会の会長さんがお見えになってます。ほんとお忙しい中ありがとうございます。まずは、お礼を。これからいろいろ質問させていただきたいと思います。

おととい僕はトヨタの宮田工場に工場見学に行ってきました。ここから車で27分。ナビがそう指していました。わずか30分くらいの距離に、こんなに素晴らしい工場があるんだなど。大変感動いたしました。皆さんの中でトヨタ九州工場見学行かれた方、ありますか。特にですね、レクサスライン。レクサスつくっているラインがあるんですけど。そこはですね、特別な方しか入れてもらえないそうです。僕はそこに入ることができたんですが、次来たいならレクサス買っ

てくれと言われました。そこはですね6, 200名、従業員が働いていました。ここ、2交代でですね、勤務していたのですが、派遣労働者っていうのは約1割も満たないそうなんですよ。ちょっとこの資料にね、書いてますけど。トヨタ生産方式の真髄ということで。職場風土づくりとはESなくしてCSなし。CSなしと。企業は「ひと」なりと。トヨタは言います。従業員の満足なくしては、お客さんの満足はないよ、ということで。これはやっぱり、町の職員に当たるんじゃないかと思うんですよ。職員の満足なくしては、町民の満足はありえないぞ。ということじゃないかと思うんですよ。それでですね、トヨタはですね、5S、整理、整頓、清潔、清掃、しつけ、とありますよね。5S。あれは無駄をあぶり出すということで。あのトヨタの改善システムは大いに参考になるものでありますから、それをちょっとね踏まえながら、一般質問、きょうはさせていただきますと思います。

僕、11年連続12月議会の最後をやらせていただいております。ちょっと余談であります。ではあの通告1の芦屋町の働き方改革について。政府は、働く人の立場から労働の環境や条件を是正する時間外労働の上限規制や、非正規労働者の処遇改善を目指す「同一労働同一賃金」などの働き方改革を推進しています。今年度、町も臨時職員の処遇改善等の施策を実施しており、先日の全員協議会で説明された組織機構・事務分掌の一部見直し等も生産効率を高めるための重要な改革であると考えます。①芦屋町役場の働き方改革について、所見を町長にお尋ねします。

**○議長 小田 武人君**

執行部の答弁を。町長お願いします。

**○町長 波多野茂丸君**

所見を述べてくださいということでございますが。まずは、働き方改革というものは、働く人の視点に立って、企業文化、ライフスタイル、働き方を抜本的に変革させようとするものでございます。

安倍内閣は働き方改革実現のため、安倍首相や働き方改革担当大臣などで構成された働き方改革実現会議を通して、働き方改革実行計画を、平成29年3月に策定いたしました。この働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものです。

まず、働き方改革実行計画の概要につきましては、働き方改革の実現のためには処遇の改善、賃金等でございますが、それから制約の克服、時間、場所、それから、キャリアの構築の3本の柱でこのことは構成されておるわけでございます。議員も御承知のことだと思います。

それぞれの検討テーマと現状は、9つに分類されております。

処遇の改善については、非正規雇用の処遇改善、次に賃金引上げと労働生産性の向上。制約の克服につきましては、長時間労働の是正、4番目に柔軟な働き方がしやすい環境を整備する。そ

れから、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進、外国人材の受け入れ、7番目に女性・若者が活躍しやすい環境整備。

キャリアの構築につきましては、女性・若者が活躍しやすい環境整備、雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実、高齢者の就業促進。以上9項目という形の中で骨子ができております。

そしてまた、その対応策として、19項目が示されております。田島議員が言われました働き方改革の件につきましては、まさに今年度、全協でお話したと思うんですが、任期付職員制度を導入させていただきました。そして、処遇の改善を図っております。

長時間労働の是正につきましては、月初めに、各所管の課長に職員の時間外勤務の確認、業務終了後適正な時間帯に退庁をしているかなど、健康管理を含めてのチェックをしております。病気の療養、子育て・介護等の仕事の両立につきましては、条例等を改正し、育児・介護休暇等が取得できるようにしております。

障害者の就労の推進につきましては、障害者雇用率制度2.3%に基づきまして、今年度の職員採用試験におきましては、身体障害者枠として1名を採用することとしております。

その他の検討テーマ・課題につきましては、改善や推進できるところから順次、進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 7番 田島 憲道君**

はい。丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。今ですね、ライフシフトという本がちょっとはやったりしていますが、政府の審議会にも呼ばれていますよね。あのロンドン大学の教授さん。人生100年という時代の中ですね、2007年以降に生まれた子供たちは、100歳までは生きるんじゃないか。80歳まで仕事をしなきゃいけないよと言う。それはずっと同じ仕事じゃなくてですね。65歳で定年した後、また次の仕事につかなきゃいけないというようなことが、今、政府の中でも話し合われておりますが。

資料3ですね。第4次産業革命と、今、言われています。これ2030年までには職業の半分がなくなる。これはもうここで何回も言いました。ITとかですね。AIとか。そういうことで仕事なくなるんだぞと。そしてね、ちょっと資料4ですが、どのような職種がね、残っていくかといったら、私はマトリックス図つくってみました。横軸が左脳ですよ。論理、分析。で、横軸の右側が右脳。縦が、上が複雑な仕事で下が単調な。単純労働のマトリックス図の中で赤丸で囲っていますよね。経営、企画、教育、芸術。そして下。介護、保育、ボランティア。こうい

った仕事が今後残っていくと。まあ、クリエイティブやね、ホスピタリティ的な職種は2030年、40年ずっと今後残っていくんだと。だから教育も詰め込み式の教育じゃなくて、変えていこうというのが今のこの時代の流れですよ。

皆さん、働き方改革とは、どう思いますか。町長いろいろ説明していただきましたが、働かない時間をふやすことなんですか。いやいや、違いますよね。人間らしく働くことではないでしょうか。僕は思います。

それである、6を見ていただきたいんですよ。これはアンケートなんですけど、トヨタの販売店で社員に対して実施したアンケートの中で、あなたが必要と考える働き方改革とは。1番はね、有給休暇を取りやすくなる。2番、残業が少なくなる。3番、就業時間を柔軟に決められる。4番、同一労働・同一賃金。5番、在宅勤務が可能になる。今おもしろいところで、副業が可能になるということも、皆さんこんなことも考えてらっしゃるんですよ。

それで、7ページ見ていただけますか。働き方改革について、そのトヨタの社員の人たち、販売店の社員ですよ。これ仕事にですね、意欲的なグループ、頑張っている社員はどう思っているか。やっぱり感謝される仕事をしていると思っております。自分の仕事には大義があるんだと。そして仕事を任されているんだ。人間関係から学びが深まる。働いている会社、仲間が好きだという社員の人たちと、これが否定的なグループですよ。仕事に対してですね。まあ、やめそうな社員は、給料が割に合わないよ。休みが少ない。拘束時間が長い。3Kだよこの仕事、全く。全然興味のない仕事をさせられている。そして尊敬できない上司や経営者がいる。もう、社内の中ぎすぎすしているよということを言ってるそうですよ。

では、理想の職場とは。いったいどういったところでしょうね。否定的な社員はですね、働きやすさ、環境への期待をすと言っております。逆に意欲的な社員はですね、働きがい、理想の追求を求めると言っております。

皆さん10ページをちょっと見てください。皆さんの抱えてる部下の方たちは、2と6と2とありますが、これを2は社員の中でですね、スタッフの中でやっぱり2割は割り切って働いている人がいると。そして6割の方はほどほど。きょう仕事終わったら、あそこのイタリアンレストラン行かない、とかですね。そういったことを話してたりとか。ほどほどに働いていると。週末しっかり休みたいとかですね、考えている人たち。もう2割はですね、バリバリ働いている人たちがいます。

11ページ見ていただけますか。皆さんはどっちだと思いますか。ほどほど職員6割の、2割の割り切り職員なのか。そしてバリバリ働く2割の職員なのか。皆さんどっちでしょうね。ではあの、右にですね、逃げ切り職員で書いてありますが、これはですね、例えば、もう定年が近いよと。そしたらもう事なかれ主義で逃げ切れる。このままもう何もせずに、波風立たずに自分は

老兵去るのみであるという職員もいらっしゃるじゃないかと。皆さんどっちでしょうね。という  
ことで、次の通告2に移らせていただきます。

10月20日付の町職員に対する懲戒処分について、職員が担当だった農業委員会や関係者  
に対し、多大な迷惑と損失をかけたことに対し、農業委員会会長の見解をお尋ねします。このたび  
ですね、農業委員会の会長が新しく変わりました。新しいと書いて新さんですね。農業委員会も  
大きく変わっていくんだと思います。お披露目の御挨拶を兼ねてですね、この件について会長と  
しての所見をお伺いいたします。

**○議長 小田 武人君**

芦屋町農業委員会会長。

**○農業委員会会長 本田 新君**

御紹介にあずかりました農業委員会会長をしております本田新と申します。

町職員ですね、処分につきましては、農業委員の会長としては見解を述べることはございま  
せん。しかし、農業委員会事務局の不適切な事務処理により、農家の方々に御迷惑をおかけした  
ことは大変申しわけなく思っております。しかし、個人的にはですね、ほんとに残念だったなど  
思っております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 7番 田島 憲道君**

7月からですか、新しく会長になられて、まだ数カ月ということ。ありがとうございます。

ではですね、去年4月の国の農業委員会法改正において、大きく変わったのは担い手への農地  
集積・集約化。遊休農地の発生防止・解消という責務が任意事務から必須事務に変わったこと  
です。これは農業委員会法6条の2項にあります。農水省の発行のパンフレット見させていただきました  
ましたが、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進について積極的に推進していくことが何  
よりも重要であるとこれに書かれております。

ところがですね、芦屋町の農業委員会は今、許可申請の審議のみしか行っていないようなんで  
すが、どのようにこの点についてお考えになるでしょうか。お尋ねします。

**○議長 小田 武人君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 入江 真二君**

今、議員がおっしゃいましたように農業委員会法が改正されて、農業委員会に課せられた最も  
重要な事務というのが、農地等の利用の最適化を積極的に推進するということになっております。

このため、新しいといえますか、ことしの農業委員会、7月から新しい組織になりましたけれども。新しい農業委員さんで今年度、農地パトロール、全町の農地パトロールというものを行っております。その中で、芦屋町の全農地約98ヘクタールございますけれども、その中で耕作放棄地は今のところ、13ヘクタールというような状況になっております。この13ヘクタールの耕作放棄地の中で、今後はその利用者等について利用状況調査等々を今、通知を出して返事も返ってきたりしておりますので、現在はそういった調査、それとかアンケートそういったことを実施しております。

以上でございます。

**○議員 7番 田島 憲道君**

ありがとうございます。まあ会長がね、新しくなられたことでいろいろな変化が起きていると思っております。

要旨3の町内には1万平米の耕作放棄地と2万平米ですか、遊休農地について。これについて農業委員会会長の所見をお伺いします。

**○議長 小田 武人君**

農業委員会会長。

**○農業委員会会長 本田 新君**

あの、確かに遊休農地、たくさんあります。高齢化がかなり進んでます。それを僕が今回会長にさせていただいたことで、今まで多分、何もやってなかったと思うんです。おそらく。だから、今から、すいません。今からってという言葉を使うしかないんですけど。今やろうとしている最中なので。あと2年間ありますが、何か少しでも前に進めばと思っておりますので。農業がよくなるように考えて今、調査、いろいろな役場含めてやっている最中なのでということです。すいません。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 7番 田島 憲道君**

ありがとうございます。この点についてはですね、6月の議会に内海議員が一般質問でですね、農業の後継者、新規就農者の取り組みについて、その当時から前向きな議論が交わされたと思えます。その中でですね、芦屋町のサイト、ホームページを見ると、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画というのがあります。3というところで、新規参入者の促進については目標値が設定されています。その中で平成26年からゼロ回答になっていますが、この点について今、あの、会長からもうやるという話を聞いておりますが、事務局長はいかがですか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

すみません。新規参入ということ。(発言する者あり)ですね。はい。新規参入につきましては、青年就農給付金。ちょっとあの職員の懲戒処分のところでは話題にのぼりましたけれども。そういった制度、国の制度等もございますので、町としても、そういったものに取り組んでいっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

国もですね、どんどん門戸を開けと言っておりますので、ぜひ、芦屋町も果敢にチャレンジしていかなければいけないと思います。

要旨4に移りますが。いいんですか、会長は、そのままで。じゃあ要旨4の現在中央病院に役場職員を派遣していますが、派遣状況、人数、役職をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

29年現在、派遣している職員数につきましては、6名で、うち4名は係長職です。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

係長が4名で、全員で6名ということですね。

ではですね、新病院が建設、あとはこれらの6名の職員の方の出向はどのようなんでしょうか。これはもう終了するのか、それとも継続するのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

6名につきましては、基本的に3年という形の契約という形で協定となっておりますので、一応3年で基本的に全員戻ってくるという形にはなっておりますけれど、病院のほうで、延長したいという申し出があれば、その職員との協議をしていただいて延長するという形にはなろうかと

いう流れになっております。

最終的には1名を残して職員が全部本庁に引き上げてくる。1名は人事交流という形の中で係長職を1名残した中でやっていきたいという形の中で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

係長職で1名残すのは、やはりいろんな職場を経験する。競艇場は芦屋町の強みですね。競艇場で経験するとか、病院で経験するということは大変いいことだなと僕は今、これを聞いて安心しました。

次に、要旨5のですね、職員の退職や長期療養による人員不足問題は大変深刻です。職員の負担は増していると思いますよ。事務効率やモチベーションも下がると考えます。このことは、これまで何度もこの議会の場で議論になってきました。こちら町長に所感をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

また所感ということでございますが、昨日、今田議員から、あの答弁でありましたように、休職者の対しての支援や復職までに相当数の時間は費やすわけでございます。職員が療養して欠けた部署については、それもお話しましたように、臨時職員の対応や、所管内での事務の分配によって対応していることは、十分承知しております。

職員の退職につきましても、基本的には、退職者の1対1の補充で対応するようにしております。

また、事務量の増加に伴い、前倒しの採用を行い、係員の増員を行っております。これは商工観光係2名を増としております。一般事務職員も経験年数10年未満が約4割強の職員がおります。

このことは、団塊の世代が大量に退職いたしましたことにより、職員が非常に若返っております。ということは、職員の経験が浅いことによって事務処理により時間を費やす。そして、まち・ひと・しごと地方創総合戦略といった新たな事業を短期間で実施しなければならないことも一つの要因ではないかと思っております。

そのため、職員の健康管理がまず一番ですので、現在行っている職員の健康相談や職員援助プログラムについて、今後もやっていかなければなりません。国が示しておる働き方改革の趣旨を尊重しながら行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

今回ですね、やめた職員は、僕はもう大学生のころからよく知っております。これは町長もよく知ってる子ですよ。ガソリンスタンドでアルバイトしていました。仕事が終わった後、僕のお店に来て、いろんな話をした中で、僕は、役場を勧めたんですよ。彼、就職で悩んでましたよ。ジョイフルに就職したけど大変なブラックですよ。家に帰って2時間経ったらもう仕事に行かなきゃいけないと。幹部クラスという、副店長という役職をもらって、大変悩んでいたから。僕はね、役場を勧めたんですよ。でも、新聞を見るまで全くわからなかったんですよ。何かあったら言ってくればいいのかも思ったんですけどね。このようなケースはですね、未処理、全然手がつけられないような業務がどんどん、どんどんたまっていく。これを机にたまっていくということはですね、よく僕も昔からこういうことがあればですね、こう言っているんですよ。給食のパンがね、机の中に腐っている事案ということで。昔の給食のパンはコッペパンとかおいしくなかったんですよ。食べれん子がいて、もう時間内に食べられないけんからどんどん机の中に入れてしまうんですね。当時は先生が「机の中出してみろ」で「持ち物チェックする」とか言って出したときに、黒くなってかびてしまったと。そんな話に似てるのかなと思っております。でですね、彼がやめたからそれで終わりではないと思うんですよ。こんなことが再発しないための改善をですね、やらなければいけないと思っております。

そこですね、ちょっと資料の12を見てください。これね、職員のモチベーションを高めていくことは、これ大変重要なことかと思うんです。これはもう昔から言われているハーズバーグのモチベーション理論っていってですね。衛生理論でこれサービス業に向いていると言われております。不満をもたらす人はですね、不満をもたらす要因としては、会社の管理だとか、監督技術とかね。まあ資料見ていただければいいですが、対人関係とかなんですよ。逆にですね、満足をもたらす要因としては、これ、達成感。そして認められる。皆さんに認められる、上司に認められるという承認ですよ。そして責任。昇進もあります。で、このですね、動機づけを与えるための改善策としては、仕事の内容が充実しているとかですね、責任権限を与えるということで、人々はどんどん頑張るわけですよ。マネジャー、係長、課長ですよ。マネジャーの本質はミンズバークさんという有名な教授さんが言っていますけど、「他者を通じて物事を成し遂げる」ということ。つまり人をね、上手に使うことをっていうんです。皆さんは釈迦に説法だと思いますけど、まあちょっと聞いてください。でですね、またもう1つですね、モチベーション理論の中で内発的動機づけ理論っていうものがあります。これ14ページを見てください。

これ外発的ね、動機づけとか、まあ給料ですよ。報酬、そして賞賛。さっきも言いましたけど。

で、内発的な動機づけ要因としては、仕事が楽しい、満足感、そしてですね、ここで重要なんですよ。自己決定の実感、自分で何でも決めれるっていうことが大切だと言っております。まあフィードバックが大切ということですよ。それで、企業がですね、向上策として、具体例として実施しているものを書いてありますが、まあメンタリングとコーチング、QCサイクル。今ですね、この3つ、メンタリングとコーチングって最近よく聞きますよね。コーチングなんかオリンピックの選手が専門的なこれを受けてやっております。僕もね、さわりだけ。ベーシックなやつを受けてみたんですよ。これはね、とにかく相手に対して考えさせて。まあ、やらせてみるということなんですよ。

あの、ちょっとね、簡単に説明するために小道具を用意しています。ボール。仕事と書いたボールと情報というボール。何が言いたいかっていったら、今田さん、キャッチャーの経験はありますね。こうやってパス。仕事っていうのはこういうことなんです。ただしこれがですね、「いつできるんかこの仕事。」「おまえこの仕事いつやるんか。」「おお」とかね。あとは情報、これを自分一人が抱えてるというふうな、こんな状況が、まあパワハラだとか言われていますよね。こんな状況が役場の中で起こっているのならと僕はちょっと心配しております。ありがとうございました。

それですね、今、トヨタ。きのう、おととい行ってきたんですけど、ここはもうほんと改善、改善です。とにかく問題があったら徹底的に改善するという、これ有名ですよ。もう標準化と言われてますよ。世界でも通用する言葉であります。その中で特に問題解決で実施しているのがQCサークル活動ということで。大体の大きな企業でこれをやっておりますが。

16ページを見ていただきたいんですよ。真因分析といいまして、フィッシュボーン、魚の骨に似てるでしょ。これがね、エクセルの中にこれがあるんですよ、これ。で、まあ切り口として4M。マン、マシン、マテリアル、メソッドってあるんですけど。まあ人とハード的なものですよ。ハード的な環境と、まあマニュアル、情報、でメソッド、方法ということで。まあ一番右にですね、不祥事の要因は何なのかと。テーマを掲げて組織の構成、管理体制、組織の風土という公式でどんどん思いついたことを書いていくわけですよ。

17ページを見てください。組織の構成のところでは、そもそも適材適所になってないんじゃないか。人手が足りてないのではないか。横のつながりがないんじゃないのかな、ということを書いていってこの解析をすると、問題点1にですね、マネジャー含めた不適材不適所。問題2、責任をとる仕組みがないのではないか。問題3、休職者が5人、やめられたのが1人。6人もいるのにもかかわらず、人手の補充がないのではないか。そして問題点4は縦割り組織の弊害ではないかということがわかってきます。

その下の管理体制のところではですね、問題点、解析をいたしました。そこでは問題点1とし

て出てきたのが、上司と部下とのコミュー力不足。そして報・連・相ができる環境が整っていないのではないかと。問題3、マネジャー層の問題児の対応方法が不明確。4では、責任の所在が不明確。で、求職者の措置もないのではないかと。最後にはハラスメントの対策があるのかどうか。マネジャーへの教育制度がないのかな。どうなんだろうということですよ。

19ページの組織風土というところではですね、そもそもビジョンがあるのか。病欠者に対しては個人が、個人のせいですか。こういったものが見えてきます。で、上司に自分の意見が言えないような、言っても無駄とかいうような組織が風土になつとるんじゃないかというところで、問題点1。私、分析をしたんですが、トップのビジョンが不足している及び職員の浸透不足。問題点2、トップになるようなリーダーが不足。教育制度がないのかな。どうなんだろう。問題点3、上司とのコミュニケーション不足。問題点4、パワハラのため悪い報告ができないのではないかと。問題点5、悪い報告が放置されているのか。そしてチームとして仕事できてないために周りに相談相手がないのではないかとということが、こういうふうにして分析でわかってきます。

以上の分析のね、まとめと対策案として、20ページですが、トップのビジョンが全く浸透できていないのではないかと。日常的な報・連・相などのコミュニケーションが非常に悪いのではないかと。社内の「見える化」対策が全くできていないのか。中間層の教育不足ではないのか。明確な責任の所在がないのか。トップ及びマネジャー層の責任はどうなのか。そしてね、休職者の保護対策と中間層の教育制度が不足しているのではないかとということで対策案を考えてみました。

トップの責任とビジョンの再設定。目標を明確化する。2つ目、マネジャー層とトップの報告会の強化。報・連・相の社内徹底と「見える化」を行う。まあこれはやっていると思っております。3つ目、全ての責任はトップにあることの再認識。責任所在の明確化を示します。4つ目にマネジャー層へのハラスメント教育実施と長期休職制度及び休職者対応への充実ということで、私の個人的なあれですけど。まあ、皆さん考え方が違うんでしょうから、参考にさせていただけたらと思います。

きのうですね、町長はこう言いましたよね。「職員は貴重な戦力だ」と。これはまったくなんですよ。こんなことが二度と起こらないような対策は必要だと思うんです。これからはですね、いろんなリーダーシップ論もありますけど、サーバントリーダーシップ、これからの時代、非常に大切じゃないかと思えます。

余談ですがですね、僕の息子が保育園で釜の里のお茶会に行ってきたんですよ。それからですね、もうこの一、二カ月、何度も何度もね、釜の里へ呈茶に行くんです。

先日もですね、クリスマスのお茶会があつてですね。まあこういう文化、すばらしいと思うんですよ。子供がですね、小さいときからこのお茶文化に触れていくという、このような文化が芦屋町にあるんですよ。

例えばですね、この奥のね、総務課の前に、野だてのコーナーがあったりとかですね。例えば各係でね、週に1回はですね、釜の里へお茶会とはいわなくても、まあ呈茶へ行かせるなどね。これ、全然リフレッシュできたり、お話できたり、コミュニケーション取れたりすると思いますよ。これね、芦屋町の強みじゃないかと思うんですよ。こういったね、茶釜の文化をですね、もっと有効活用すれば、何らかの改善になるんじゃないかと思います。

あの、きのうの今田さんの質問と同様にですね、休職者の早期復帰を願い、この質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で件名1は終わりました。ここで農業委員会会長は退席されます。

〔農業委員会会長 本田 新君 退場〕

○議長 小田 武人君

それでは、続けて田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

では通告2の子供たちの安心・安全を守ることについてお尋ねします。

要旨1、「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」という基本理念のもと、青少年を地域で守り育てていくため、芦屋町青少年健全育成町民会議やPTA等によるさまざまな活動を行っています。しかしながら、昨今、町内では幼児虐待や幼児ひき逃げ事故、また窃盗やぼや騒ぎ等、テレビのニュース等で見ることも多く、大変心配しています。また薬物使用による痕跡が町内の各所で発見されたりと、また不審者騒ぎ、そして不審火ですね。このようなことが身近な問題として脅威を感じております。このようなことからどのように子供たちを防ぎ、守っていくのか各所管にお尋ねします。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それではまず初めに、生涯学習課からお答えいたします。

生涯学習課では、芦屋町青少年問題協議会における子供たちの安全に向けた取り組みとして、教育委員会職員が町内に外出したときなど、教育委員会公用車に地域防犯用の青色回転灯を装着し、安全パトロールを実施しております。特に町内で不審者が発生した場合は、学校や自治防犯組合などと情報の共有を図り、緊急対応で安全パトロールを実施するとともに、地域の皆様の協力を求めるため、町内全域に不審者発生の広報を行います。公民館等の公共施設に情報を掲示したり、不審者情報配信希望者に対しメール配信を行って、子供の安全確保を要請したり、町ホームページを活用し、不審者情報を配信します。

また、青少年健全育成町民会議・小学校区青少年健全育成会議が主体となって実施している子供たちの安全確保と緊急時の避難場所として、地域ぐるみで犯罪抑制に努めることを目的に設置する、こども110番の家及び地域の皆さんによる登下校時における見守り・パトロール活動である見守り隊について、連携して推進・維持を図ります。

このほかにも青少年非行防止対策として、折尾警察署と連携した特別巡回指導や、各自治区、町民会議及び小学校区育成会議が実施する巡回指導との連携・協力支援を行っています。

一人でも多くの人たちが注意の目を向け、行動を行うことで犯罪の抑制につながります。地域の皆様の協力を得ながら、子供たちの安全・安心を守っていきたくと考えております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 新開 晴浩君**

次に、学校教育課から回答します。中学校では生徒指導部を中心に、組織的に子供たちの安全・安心の確保に努めております。小学校におきましても同様です。

具体的に主な活動例を5点ほど紹介いたします。まず、登下校時における不審者対策として、朝の校門での教職員・生徒会役員による、あいさつ運動の実施。次に、学校施設、特に死角となる場所等の校内巡回を適宜行い、また、全職員により学期に1回、安全点検を実施しております。さらに危険の早期発見、情報収集を行うため、中学校生徒に学校生活アンケートを月に1回、教育相談を学期に1回実施しております。また、家庭との連携を密に図るため、学級通信、学校通信などの発行。さらに、不審者情報などについては学校安心メールによる一斉連絡等を行っております。最後になりますが、薬物等の悪影響に関する啓発のため、警察機関等と連携しての生徒を対象とした薬物乱用防止講演会などを実施しております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 濱村 昭敏君**

幼児虐待については、健康・こども課が所管となりますので、その取り組みについて、お答えします。

幼児虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていることや産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあるとされています。このことから、町では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行っています。

具体的には町の保健師が母子手帳の交付時から妊婦の状況の把握に努め、心配のあるケースに

についてはケアプランを作成し、助言や指導を行っています。出産後は全戸の家庭訪問や乳幼児健診などを通じて、母子の保健や育児など、さまざまな相談に応じています。その際、必要な場合は、医療機関や保健所、児童相談所などの関係機関とケース会議を開くなど、連携を図り対応しているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

地域づくり課所管では、自治防犯組合の活動を申し上げます。自治防犯組合では、青パトによる見守り活動を週に2回から3回、小中学校の登下校時に実施しており、警察や教育委員会からの不審者情報が出たときにも地域の巡回パトロールを実施しております。

また、毎月1回、折尾警察署と自治区と協働で防犯巡回指導を夜間に実施し、町民の安心・安全のためのパトロールを実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

最後になります。環境住宅課では、子供たちへの交通事故対策として、四半期ごとに福岡県の交通安全運動期間に合わせ、交通安全運動を実施しています。主な運動内容は、交通安全への啓発活動で、広報あしや及びチラシ、安全旗での啓発や児童の登下校時間に合わせて広報車での巡回及び広報を行っています。

また、春と秋の交通安全運動では、国道495号線の正門町交差点付近にて、通行している自家用車の方々に交通安全の啓発を実施し、子供たちへは登校時に町内12カ所で交通安全指導及び見守りを行っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

時間がないので、ばたばた行きたいと思うのですが。

町内ですね、普通に生活している人たちにとっては本当にびっくりするかもしれないんですけど、注射器がね、東小の周辺とかでね、よく見つけられて、発見されて、すぐ相談受けて、僕は警察に電話したりしました。そしたらですね、まあ、西川沿いのある会社の社員寮で外人がよく、

今、最近多いんですよ。そういった人たちがコンビニで物を買っているところを皆さん知っていると思いますけど、港湾の荷受けの仕事をしているその外人の方が、まあそういうものを使っていたみたいなので。これは大変なことですよ。それでね、逮捕者も出て、そしたら売っている人も捕まった。それは新聞に出てました。なんとまあ芦屋町にゆかりのある人。芦屋町の在住の人だったりとか、まったく多いんですよ。

で、またね、放火の疑い。これ今年5件火事があります。そのうち2件が放火であって。去年はね、火事が5件あって、1件が放火の疑いということで。これはですね、新しくできたね、緑ヶ丘のこのコンビニのごみ箱が燃えたわけですよ。これは目撃者がいてですね。これは、僕は消防署で確認をしました。火をつけた紙をごみ箱に入れたって。そして、燃えているわけですよ。カメラでももう記録が残ってたりとかして。しかし、その後どうなったかわかりません。警察はそういうことをお話しません。ねえ、ほんと大変なことだと思います。

そしてですね、まあ質問要旨2に行きますが、この夏、深夜をですね、徘徊する青少年を何度も見かけました。このことについて、町は把握しているのかということですよ。僕はね、車で、お店がね、2時とか3時までやったりしますよ。牛乳がなくなったとかやったらコンビニに行くわけですよ。急いで店に戻らなきゃいけない。ああ子供がいるなど思う。ちょっと時間があるときに声かけたりするんですよ。「犬の散歩。」と言うわけですよ。ちっちゃい犬を抱えてたりして、「お父さん、お母さんたち知っているの。」と。「うん。大丈夫。」て。どうなんでしょうね。お父さんお母さんたち寝とってわからんのやないかなと思うんですよ。こんな状況を所管の方御存じなんですか。お尋ねします。

**○議長 小田 武人君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

今年の夏に限定したことではございませんが、生涯学習課へは近年、青少年問題協議会の委員や地域の方から、若者が店舗の駐車場に集まって騒いでいたり、町内の公園にたばこの吸い殻や酒瓶と見られるガラス破片が散乱したりしているとの連絡は数件いただいているといった状況です。今、議員さんがおっしゃったような事案というのは、直接報告はございません。

このような連絡があった場合、店舗の方など関係者からの情報収集に努め、状況に応じて自治区や学校、自治防犯組合など町内関係機関と情報共有を行うとともに、夜間巡回時に指摘箇所を重点的に回るなどして状況把握・監視を行っている状況です。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

地域などから直接学校に連絡、通報があった場合は、随時、該当者を指導しております。また、中学校生徒の問題行動であれば、毎週の生徒指導委員会で情報交換を行い、全職員で共通理解を図っております。なお、小学校とも月に1回、小中合同生徒指導委員会を開催しております。もちろん、教育委員会としても情報は共有しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ええとですね、この前政府がですね、犯罪白書というのを発表しました。検挙者は22万6,376人のうち再犯者っていうところで、11万306人いるというんですよ。再犯率は48.7%ということで、20年連続で上昇しているというんですね。

でね、青少年問題協議会の資料を僕、資料請求してみました。芦屋町の再犯率もね、結構高いんですよ。30%を超えていますということなんですが。しかしね、折尾署に聞いてみると、これ14歳以下は数値には入れていないんだと言うんですよ。で、まあそのような中でですね。いろんな問題も起きとるわけですよ。14歳以下だったりとか、中学生、高校生だとか。こういったことが起きた、大変な事案が起きた場合にはですね、教育委員会としては平成27年9月30日に我々の文書箱に入っていました。児童生徒指導上の問題行動、事件、事故の対応について、ということで資料を配付しますと。この狙いはですね、生徒指導上の問題行動、事件、事故が発生、認知した場合、当該校は小中学校ですね、もちろん各関係機関との迅速かつ、緊密な情報共有を図り、もって問題行動の早期解決の道筋を明らかにするとあります。

その中で月例報告。毎月7日に委員会に提出して、委員会から県へ毎月17日に提出するとあります。問題発生ですね、いじめ、暴力行為とは被害、損害の程度は問わず、速やかな報告をやりますということが書かれておりますが、この点については、教育委員会はどのようなことを思っておらっしゃいますか。で、これに該当するような事案は、これができてから起きているのか、起きていないのか、お尋ねします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

まず、重大案件ということについての、まず、私の考えを述べさせていただきます。これは子供の安全・安心な学校生活が大きく脅かされた。もう一度言いますと、子供の安全・安心な学校生活が脅かされたと判断されたときに、この専門家委員会を招集するという形になります。まず

それが1点でございます。

この専門家委員会が行われたかということですが、平成27年9月30日からですから、まあ10月1日以降、平成29年3月31日までは行われなかったと聞いております。平成29年4月1日からは行っていません。これは、私になっておりますので、行っておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

はい。ではあの、どうなのでしょう。これはどうしたらこれを立ち上げていただけるような流れになるんですか。

ある事案があります。相談もしてると思いますよ。課長やら、教育長も知っていると思いますよ。町長もですね。これについてどう解決していくのでしょうか。ちょっと疑問に思いますが、まあこれから先のことだから、まあ時間もないですし、あと進めていきます。

それです、県の条例で青少年健全育成条例っていうのがあります。保護者はね、特定の事情がある場合を除き、深夜、夜の11時からね、翌日の午前4時までには青少年を外出させないように努めなければならないとありますよ。

そんな中で、小中学生の深夜徘徊は、不良交友や喫煙等を通じて非行を誘発するだけでなく、凶悪犯罪の被害者にもなりかねないという、極めて危険な行為と書かれております。

それです、お隣の北九州ではね、「子どもの安全を守る『深夜はいかい防止』北九州市宣言」を平成28年7月にね、市民の責務ということで発表いたしました。この中にはですね、この取り組みに共鳴する各種団体と、子供の安全を守る「はいかい防止声かけネットワーク」を設立しました。まあPTAなどの団体はもちろんですが、市内のコンビニ約390店舗。町内何店舗ですかねコンビニ、4店舗かな。そしてですね、カラオケ店49店舗、ゲームセンター約10店舗、そしてこれにですね、タクシーが市内の3,249台がですね、この運動に北九州宣言に参加しています。

これはですね、徘徊防止の声かけ運動を推進するということで、とにかく、深夜、子供を見かけたら、気にかけて、声をかけ、帰宅を促すという運動なんです。こういったものをね、北九州市はやっておるんですよ。

僕はですね、今、難しいって言うでしょ。声かけるの。逆に反撃されたらいけないとかいう考えもありますけど、声かけが大事なんです。さっきのあの、サーバントリーダーじゃないけど、職員に対して声をかけるのが一番大切なんです。部下に対してですね。上司に対して。これが全然なっていない。ぎすぎすしている職場が、まあ今あるんじゃないかということなんです。

それですね、声かけは大切です。さっきの挨拶運動もやってるって言ってましたけど。僕はですね、深夜のこのコンビニの4店舗か何かね、代表者とかね、青少年問題協議会とかに来てもらってですね、こんな参加してもらうことも大切じゃないかと思うんですよ。

ただね、有害図書を販売していないかとかね、チェックするとかだけじゃなくてですね、一緒に巻き込んでタクシーの会社も声かけてですね。あと飲食店の方たちも声をかけてね。そういったことも大切じゃないかと思うんですよ。

特に芦屋町の飲食店はね、緩いと言われててね。今ね、黒崎、折尾とかからね、「いや、芦屋町はね、未成年にもお酒を出すんだ。」と言ってね。向こうでは厳しいからこっちでね、いろんなね、文化祭のね、打ち上げやら何やらね。卒業前のパーティーだとかね。そんなことが芦屋で繰り広げられているということで、同じ飲食店をやっているものとして、ちょっとね、いかなもんかなと思っております。

町長、最後までめていただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」という大きな芦屋町は柱があるわけがございます。今、田島議員、るる、いろんな形の中で、田島議員独特の情報を収集されて、今議会においてお話されたことと思います。

まず、青少年問題協議会でいろんな、折尾署を交えてですね、芦屋町のいろんな事案について報告を受け、その解決策とかいうことはやっておるわけがございますが。最後言われました深夜徘徊とかですね、そういうようなもの。なかなかですね、2時、3時とか、もう皆さん寝ていますよね。ほとんどの人はですね。そういうことの事案につきましては、やはり折尾署の情報を得ないと、なかなかこちらに伝わってこないということで。これはいずれにいたしましても、今、賜りました御意見等を参考にいたしましてですね、いろいろな形の中で解決していかなければならないなと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。時間です。

○議員 7番 田島 憲道君

るる、ありがとうございました。では議長。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

動議です。動議。「賛成」と呼ぶ者あり) よろしいですか。

私はですね・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

何の動議でしょうか。

○議員 7番 田島 憲道君

貝掛俊之民生文教委員長に対して不信任案の動議を提出いたしたいと思います。「異議あり」、「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

賛成者ありますか。「異議あり」、「異議なし」、「異議あり」、「賛成」、「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

ただいま田島議員から民生文教常任委員長の不信任の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたします。「異議あり。異議あり。異議ありは。議長」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

この動議につきましては、所定の要件、いわゆる1人以上の賛成者が必要という要件を満たしておりますので、成立いたします。(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。(発言する者あり)

午後0時19分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

お諮りします。民生文教常任委員長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることは可決することに決定いたしました。

---

## 追加日程第1. 民生文教常任委員長不信任の動議について

○議長 小田 武人君

追加日程第1、民生文教常任委員長不信任の動議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、貝掛議員の退場を求めます。

[6番 貝掛 俊之君 退場]

○議長 小田 武人君

それでは、この動議について、田島議員に趣旨説明を求めます。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道です。民生文教常任委員会、貝掛俊之委員長に対する不信任案趣旨説明を行います。

民生文教常任委員会の中で取り上げなければならない事案が発生している状況において、当人が利害関係にあること、加えて所管の委員長であることは、今後の再発防止策を審議する上で、著しく公平性を欠き、不適任と思われまます。芦屋町教育委員会では平成27年9月30日付、教育委員長名で「児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応に関する資料配布について」を作成し、我々に配付しました。それには「生徒指導上の問題行動・事件・事故が発生、認知した場合、当該校はもちろん各関係機関との迅速かつ緊密な情報共有を図り、もって問題行動の早期解決への道筋を明らかにする。」とあります。また、その中で重大案件発生時においては、専門委員会を結成し、各関係機関より委員を選出し、問題解決に努めるとあります。さらに報告・連絡体制の整備の項目においても、各学校と教育委員会の間では、月例報告で毎月7日に教育委員会に報告、毎月17日に県への提出など、また問題発生についても、いじめ、暴力行為等は被害、損害の程度は問わず速やかな報告とあるにもかかわらず、そのような対応はいまだ行われていません。町長が掲げる安心・安全なまちづくりを実現するためには児童の安全を確保し、速やかな対策の実現が必要です。したがって冒頭にある事案について、まずは所管である民生文教常任委員会において停滞している事態の把握や状況説明等が直ちに報告されなければならないと考えます。

以上のことから、本来なら、みずからが職を辞すべきところではありますが、本人からそのような意思を感じることができないので、よって上記、不信任動議を提出します。今後、民生文教常任委員会において円滑な運営を図るためにも、議員各位の御賛同をお願いし、提案理由の説明とします。

○議長 小田 武人君

以上で田島議員の趣旨説明は終わりました。ただいまから質疑を行います。この動議についての質疑を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

今の田島議員からの趣旨説明がありましたが、まず、少しわかりにくい。その当人である貝掛氏が利害関係者であること。まあ1点ね。これがよくわからん。

それから、ここにある文面のとおり、芦屋町教育委員会では児童生徒上の問題行動・事件・事故の対応に関する資料配布を作成して配付しました。こういうことをやりますよということですが。これをずっと生徒指導上の問題行動・事件・事故が発生、認知した場合、当該校はもちろん各関係機関との迅速かつ緊密な情報共有を図り、もって問題行動の早期解決への道筋を明らかにする。これは、不信任案に当たっている貝掛委員長を指すものではなく、学校長、それから教育長、それから教育委員、強いては芦屋町のトップである芦屋町長の問題になるんじゃないですか。ですから、その貝掛氏が利害関係者であるということは、皆さん聞いてみらんとわからんでしょう。どこに利害関係がある。まずそれだけ質問をいたします。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

本人が利害関係にあるということですね、これは我々、皆さん日々の地域活動の中でいろいろ相談を受けてきているわけですよ。その中において、事実、びっくりする、驚かされましたね。この件については。それはですね、皆さん、どうなんですか。何も知らないわけですか。どうなんですかね。この問題ですね、やっぱり一番向き合わなきゃいけないのは、その御家族ですよ。そして自分の家族じゃないですか。それを貝掛さんが一番よく知っていると思うんですが、今日までですね、いろいろな話し合いの場を持った、持たないと、そういう状況をつくってですね、いろいろ話す環境をつくった中で、一切進退を辞さないということがありましたので、こういう形になりました。私もですね、こういうことはしたくはありません。ずっと一緒に、同期でやってきた仲であります。いろいろなこと話し合ってきました、今日まで。しかし、これだけですね、自分の身に何か同じことが起こった場合、まず何をするか。そういうことを考えて、今回こういうことになったわけです。

それと・・・・・・(発言する者あり) いやいや、この問題はそれぞれ皆さん、先ほど言いましたけど、個々に聞いていることでもありますし、相談も受けているはずなんですよ。大変、これデリケートな問題だから、お互いがですね、傷つかない方向で解決していかなければなりません、親がもめている中に我々が入っていきこうという、そんなことじゃないんですよ。芦屋町の子供の、芦屋で育て何とかとよく言っているじゃないですか。芦屋の子供たちの中で起きた事件なんですよ。そういったことで、27年の9月30日に僕、一般質問でこれ、触れましたけど、この点についてですね、芦屋町教育委員会等が立ち上がって、真摯に会議というかですね、話をさ

れたということが、いまだ聞かれない。そして、一般質問の中でもまだやっておりませんという話でありましたので、今回こういう形になりました。いろいろ察してあげていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思います。

**○議長 小田 武人君**

横尾議員。

**○議員 11番 横尾 武志君**

察してあげて、話をするというのは、付度と言うね。この文面、貝掛氏の家庭のこと、それから、相手方があることですから、これは民民の、お互いの家庭同士の話し合い、個人の話し合いであって、何でこじつけて、議会で、貝掛委員長が委員会運営、議会運営に対して何か落ち度があるんなら、そりゃ貝掛委員長を罷免するとか、そういう話があってもしかるべきと思いますがね。そういうことじゃなくして、民民の話。そういうことを議会に持ち込むということ自体が、私は間違っておるということなんです。ですから話は、貝掛委員長は何か物議をもたらしたやつをこの議会で審議するというなら話はわかりますけど。相手はいろいろなことが、私は少し付度しますからね、言いませんけどね。そういうことですよ。そういうことを議会に持ち込む、持ち込ませる議長の責任も大きいですよ。議長も知らんというわけにはいかんでしょ、この問題は。田島議員から相当の相談を受けておるはず。それをそういうことであるから、議会に持ち込むべき話ではないという指導をするのが議長たる役目やないですか。それについとる局長もそういうことで、私は議長に言いなさいと。多分努力しとるはずですよ。それにも増して、きょうは動議を、まあ動議だから受け付けんわけにはいかんでしょうが、努力をしていない。私は議長不信任案でも出そうかなとそういう気持ちでおります。ですから、皆さんこの事件の問題は、御存じなら説明しなくて構いませんけど、後々、委員会に付託するんでしょから、そこで審議をいたします。

**○議長 小田 武人君**

ほかに。辻本議員。

**○議員 8番 辻本 一夫君**

今回の田島議員からの貝掛委員長の不信任案が出されましたけど。現実的にですね、貝掛委員長は、委員会運営ではきちんとした対応をしてくれています。この内容は非常に何が原因だかわからんようなことを書いてありますが、この具体的なこと、私は結構知っています。がですね、これはですね、個人的な感情論なんです。それを私はなぜこの議場に、議会に持ち込んだかということは非常にわかりにくいと思っております。いろいろ相談を受けたと思いますけれども、やっぱりここはですね、議員活動とそことは全く別の分野だと私は思います。そこを判断をしたから、こう出したと思いますが、具体的にと言いますかね、そこの考え方ですね、ちょっと聞きたいと思っております。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

辻本議員も相談を受けておることですよ。よくわかっておると思います。しかし、今の質問は全く何を言っておるのか僕はわかりませんよ。これは、先ほどから言っていますけど、芦屋町に住んでいるね、小学校の女の子に起きたことじゃないですか。違いますか。これね、相手のお父さんが誰ということじゃないんですよ。子供たちなんですよ、向き合うところは。同じようなことが起きない、再発・再犯しないようにという周囲の思いがあるんですよ。それを私どもは相談を受けたんですね。皆さん違いますか。そういう文書も受け取ったりしている人もいますよ。同じことが起きないようにするにはどうするか。それをさっきから出している、あの各機関でですね、教育委員会を中心としたそこで話し合ってくれということ。再犯・再発防止のためにやってくれといっているんですよ。個人的な感情というのはどういうことですかね。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

私が言いたいのは、これはAさんとBさんとの2つの家庭の関係なんです。本当にこれとですね、委員長の議会活動とは、私は異質のものだと私は思っております。そういうことで今お尋ねをしました。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

だからですね、こういったことが起きた。事実なんですよ。だから、所管の委員会で閉会中審査でもね、して、対応していただかないといけないのじゃないかなと思っておるんですよ。しかし、委員長がそれに利害関係があるような方だったら、どうなんですかね。どうですかね。やっぱり自分から委員長やめませんか。それか、起こったことは去年の6月ですよ。彼が委員長になったのは5月ですよ。なぜ委員長になれるんですか。所管の委員会の委員長に。不思議でなりませんよ。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

非常にですね、残念な動議じゃないかと思うんです。今、田島議員も正当性を訴えられておりますけど、私自身はですね、非常にですね、残念なんですね。

私はこの問題については、数日前しか、まだ情報を得たことはなくて、相談を受けましたけど。基本的にはですね、やはり子供たちのことを守っていきたいというのが皆さんの考えるべきことじゃないかと思うんです。こういうふうに議会の中でですね、動議が出されて、真剣に話し合われる事態がですね、大人の考え方で子供たちの人権を脅かすような状態になっている。一番初めから対策を考えるのであれば、初めからですね、こういった問題が起きましたと皆さんにオープンしてですね、話し合えばいいわけです。それができないのが、このセンシティブな問題である子供たちの問題であったんじゃないかと思うんです。親の関係でいろいろ複雑化してきたと。そういったかかわった方もおられるんですけど、そういったときにはですね、いや、じゃあこうしようじゃないかと大人の判断ではやっていけないと私は思うんです。あくまで一番重要なのは子供たちじゃないですか。今、話を聞いていると、自分はよりかかっていますよね。こんなのは、再発防止すべきだよと。違うでしょ。その前に、これが子供に影響を及ぼさないようにセンシティブな問題だから、気遣って1年以上もかかったわけでしょ。それを何で守らないんですか。もう少し時間をかけてやればいいじゃないですか。それは、当該者である貝掛議員も問題があるでしょう。双方あると思うんです。でも、これを議会で話し合うというような状況の中でですね、やっぱり私たち議員が何を考えなくちゃいけないかとなると、やはり子供たちを守ることじゃないんですか。何で動議を出したんですか。私はものすごく不服でたまりません。自分を飾ることはやめていただきたいと思います。子供のことを大事にする。私たちの信念です。

以上です。質問ですから、これについてどう考えるか言ってください。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

趣旨が何かわかったか、わからないような感じなんですけど。(発言する者あり) いや、私の発言でしょ。

あのですね、何回も同じことを言いますが、一番わかっておるのは貝掛さんなんですよ。貝掛さんが心の中で一番理解しているはずですよ。

皆さんに聞きますよ。皆さんの娘さんやら、お孫さんだったらどうしますか。(発言する者あり) いや、いや、いや、そんなことはないでしょう。この問題は。(発言する者あり) 何回も言いますが、芦屋町で起こった事件なんです。事故なんです。何なんですかね、これ。こんなこと起こっちゃいけないでしょ。起こったなら、速やかに対処しないとイケないでしょ。それを、教育長と課長と小学校の校長の間だけで、ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃやっています。違いますかね。それはさっき付度なんか言っていますが、そういうものが働いていると思ってしまうよね、これだと。だから、そんな疑いが、疑われないようにするんだったら、自分からやめればいいじ

やないですか。ただそれだけです。それを自分でやめないからこういう形になってしまったんですね。いいですか。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

何度も同じような内容になりますけど。今回ですね、こういった動議が出されたということで、この間、やっぱりやむを得ない事情があつてですね、こういった形になったというようなことだと思います。しかし、この動議の内容についてはですね、先ほども言われていますように、社会的弱者の人権や人格にかかわるデリケートな問題が含まれています。やはり私は、これについては議会の議題にするにはそぐわないという事案であるというふうに考えています。やはり、この事案の当事者同士及びまた関係者機関が真摯に十分な話し合いを行い、社会的弱者を中心としてですね、第一次的に考えて最善の選択を行うという、これがやっぱり一番よい方法だというふうに思います。社会的弱者が安心して生きる権利に命を大切にされ、愛情を受け育まれること、虐待及びいじめなどによる危険から守られること。心身の健やかな成長に有害と認められる情報や薬物、労働などから守られること。心身を守るための支援を求めることという、こういったことが尊重され、保障されてこそ、安心して生きる権利が守られるというふうに言われています。私はこういったことを勘案してもですね、この事案を議会の議題にするということは、やっぱり適切ではないと思いますし、議会にはそぐわないという、そういったふうに思います。その点については、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

おそらく地方自治法の132条、品位の保持とかいうことにかかわってくると思いますが、この条文を見るとですね、他人の私生活にわたる言論をしてはいけないと書かれております。また、これ、局長がよくこれをいつもコーっと持って来て出すんですけど、判例としてもものすごく古いんですよね。昭和27年とかいうようなことを出してきたりとか、まあいつの時代のあれかわかりませんが。いろいろな解釈はあると思うんですが、他人の私生活ということは、議員としてどうなんだろうね。その私生活というのは、家庭内の奥さんの浮気とか、DVだとか、何かそんなことなんですかね。ちょっとわからないんですよね。相手があつて、相手の家庭を無茶苦茶にしているわけですよ。やっぱり第三者の家族を傷つけているということに関して、同義的な責任というのは、人として生きてきて、ないんですかね。議員だったらそういうことは公務上、こういう場で説明もしなくてもいい、そんなことは議題に上がらないというようなことで、逃げる

というか、かわすことができるのか、ちょっと不思議でならないんですよ、僕は。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、この動議についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終わります。

お諮りします。追加日程第1、民生文教常任委員長不信任の動議については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

異議がありますので、挙手によって採決を行います。

追加日程第1、民生文教常任委員長不信任の動議について、民生文教常任委員会に審査を付託することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成少数であります。よって、この動議については、民生文教常任委員会に審査を付託しないことに決定いたしました。

ただいまから、討論を行います。

この動議についての討論を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

討論でしょ。

○議長 小田 武人君

討論です。

○議員 11番 横尾 武志君

討論というよりか、もう先ほどから言うようにね、各家庭の話を議員としては、持ち込んでいいでしょなんていう話は通らんでしょ。議会はやっぱり芦屋町民の安心・安全を守るためにあるのはあるんですが、個々の話をこういう動議で出していいものか。これは今、民生文教常任委員会に委員会付託をしてはいけませんという、手を挙げていない人もおるでしょうから、その人たちに聞きたいね。自分たちは議員であるのか、ないのか。議員である者は議会でどういう話をするのか。この貝掛議員の問題にしろ、まあ貝掛君は当事者であるから、それは相談するべきことかもわかりませんが、なかなか当事者であったら、公になかなかできんでしょ。それから、

当初は不祥事があったので、相手方の家庭にも行き、頭も下げしておりますが、言葉のあやでね、行き違いもあって、1年ちよっともめにもめ続けたやつ。私もこの話は、相手方の当事者から聞いたのはきのうの夜です。田島君に電話するけど、例のとおり、まあ電話は出たことはありません。それで今朝、話しようと思ったけど、その時間もなかった。こういう動議が出た。でも田島君も、もう3期目の議員ですから、やっていいこととやって悪いことはよくわかっと思っただけですが、見事に裏切られました。これから先、採決もあるでしょうが、議員たる者は議員の仕事で議員の考えで行動してもらわん限りは、芦屋町はきのうから芦屋町をよくするような話を大分しておりますが、できませんよ。それから、相談を受けておる、議事を混乱させる議長の不信任案も検討しなくちゃならない。そういうことになるんです。ですから、こういうことを議会に出してはいけない。後は民事ですか、裁判所にかけて話をしてもらおうのか、それは当事者の話です。そういうことで、今後はそういう事件が起きたらいけないけど、こういうところで、こういう話をするべきではないと、そういうことを申し上げておきます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今回の動議について反対討論を述べさせていただきます。

まず、第1点目が、私もこの事件は十分承知しておりません。実際あまり知りません。それで先ほど各議員から質疑がございました。けれども、明確な答えといいますか、内容についての答弁はございませんでした。これはお話を聞きますと、民民の問題だからと、あまりにもことを公にすれば子供たちが傷つく要素は十分にあるという私は判断をいたしました。この場でですね。そういうふうな中で、まして民生文教常任委員会、我々の委員長なんです。その委員長のことを我々が何も不信任、要するに審議するわけじゃなく、ただ単にこの過程で決まってしまうと、問題がどこにあるのかというのが明確に私はわかっておりません。これは私の勉強不足かも知れませんが、ただ、今言ったように各議員がそういうことを言われたいということは、何らかのやはり公にできないものがある。そういうふうなものを、この議会の中で果たして議論すべきかどうか。やはり、これは民民の中で片づけて、穏便な形で進めるべきだろうと私は思っております。先ほど松岡議員が言われたように、やはりこれはプライバシーにかかわることもありますし、やはり公にすべきものではないという判断の中で、この動議に対しては反対をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

先ほどから言っていますように、議会人は公人です。その公人たる立場と家庭との立場、これ

は明確に分けないと私はいけないと思います。私は双方から聞いていますから、具体的にわかっていますが、まあ公にできない部分がある。そういうことを考えるときに、家庭の問題、要するに子供の問題、そこから考えるとですね、やはりこれは横尾議員が言いました民と民との関係ですので、これは双方がそういった別の分野で、そういった発生すれば、そこで一つは解決すべき。もう一方では、教育委員会の関係もあるでしょう。ここらあたりがありますので、私はこの議場に、議会に委員長不信任案という動機は、さっきから言っていますが、なじまないと思っていますので、反対とさせていただきます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

先ほども質問させていただきましたようにですね、全ては子供たちのためですので、改めてですね、急いで結果をやっぱり出すべきじゃないと思うんですね。この動議の中を見ますと、教育委員会の処置、これは私がいじめ問題を追及した時に、前任の教育長がですね、この対策という形でつくっていただいた内容なんですけど。こういったセンシティブな問題はですね、やはり公にしてしまえば、それをした子供たちの人権は守れなくなるわけですね。それをやっていないからということでこれ、動議が出されているわけなんですけど。これはちょっと反対の状況になりがちじゃないかなと私は思うんですね。やっぱり基本的には、もう少しですね、落ち着いてですね、子供達のケアをしっかりとできるような取り組みをやった後ですね、考えるべきことじゃないかなと思いますので、この本動議に対しては反対いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。追加日程第1、民生文教常任委員長不信任の動議について、本動議のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、民生文教常任委員長不信任の動議は、可決することに決定いたしました。

貝掛議員の入場を求めます。

[6番 貝掛 俊之君 入場]

---

○議長 小田 武人君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさんでした。

午後3時22分散会

---